

<優先出資証券の算入限度超過額>

【関連条項】第 17 条第 3 項、第 18 条、第 40 条第 3 項、第 41 条

第 17 条-Q1 単体自己資本比率（国際統一基準及び国内基準）の計算において、海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、その時点の基本的項目の 25 パーセントを限度とすることになっていますが、その超過部分はどのように扱いますか。

(A)

海外特別目的会社の発行する優先出資証券で、その時点の基本的項目への算入限度を超過する分については、第 18 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項（又は第 41 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項）の要件を満たすことを前提として、補完的項目の算入対象とすることができます。

<我が国の地方公共団体>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q1 「我が国の地方公共団体」とは何を指しますか。

(A)

「我が国の地方公共団体」とは、地方自治法第 1 条の 3 第 2 項及び第 3 項に定める以下のものを指します。

- ・ 普通地方公共団体：都道府県及び市町村
  - ・ 特別地方公共団体：特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団
- なお、地方公務員等共済組合等は「我が国の地方公共団体」には該当しません。

<指定国の代表的な株価指数>

【関連条項】第 89 条第 6 号

第 89 条-Q2 第 89 条第 6 号の「指定国の代表的な株価指数」とはどのようなものを指しますか。

(A)

第 89 条第 6 号に規定する「指定国の代表的な株価指数」の具体的な内容は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-2-3-(3)-③に規定されていますのでご参照下さい。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項及び第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q1 一年間の粗利益を計算する場合は、どのように考えればよいのですか。

(A)

基礎的手法および粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、自己資本比率の計算基準時点が 9 月末または 3 月末となる場合は、その各時点を基準時点とする 1 年前までの、連続した 2 半期の粗利益の合計値とします。当該計算基準時点が 6 月末または 12 月末となる場合には、各々直前の 3 月末または 9 月末において算出した粗利益を、そのまま当該計算基準時点における粗利益とします。

また、「直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合」(第 304 条第 1 項)および「年間合計値が負の値である場合」(第 305 条第 1 項)の判断においても、同様の取り扱いとします。